

## 令和3年第3回五霞町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和3年9月6日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認について(令和3年度五霞町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 6 議案第39号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第40号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第41号 工事請負契約の締結について(R2国補社資第6号 町道5号線道路改良工事(第4工区))
- 日程第 9 議案第42号 工事請負契約の締結について(R2国補社資第7号 町道5号線道路改良工事(第5工区))
- 日程第10 議案第43号 工事請負契約の締結について(令和3年度五霞町環境浄化センター自家発電設備更新工事)
- 日程第11 議案第44号 令和3年度五霞町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第45号 令和3年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第46号 令和3年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第47号 令和3年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第48号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第49号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第50号 令和3年度五霞町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第51号 令和2年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 日程第19 議案第52号 令和2年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 議案第53号 令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

- 日程第 2 1 議案第 5 4 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
日程第 2 2 議案第 5 5 号 令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
日程第 2 3 議案第 5 6 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
日程第 2 4 議案第 5 7 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算  
日程第 2 5 報告第 5 号 令和 2 年度五霞町財政の健全化判断比率等について  
日程第 2 6 報告第 6 号 債権の放棄について  
日程第 2 7 報告第 7 号 令和 2 年度五霞町継続費精算報告書について  
日程第 2 8 発議第 2 号 五霞町議会決算特別委員会の設置  
日程第 2 9 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算  
に係る意見書採択を求める請願
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈 夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

#### 欠席議員（0名）

な し

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君

まちづくり 戦略課長	鳩 貝 浩 之 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	古 郡 健 司 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産業課長兼 農業委員 事務局長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	松 村 聖 市 君	教育次長	猪 瀬 英 子 君

---

**事務局職員出席者**

事務局長	田 口 啓 一	書	記	落 合 宏 紀
総務課副主幹	五十嵐 俊 夫	書	記	伊 藤 弘 美



開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（新井 庫君）それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、日本各地で発生した集中豪雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興と皆様の御健康を心からお祈り申し上げます。

また、町においては各種新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施、特に、ワクチン接種に関しましては、猿島郡医師会の全面的な協力並びに職員の皆様により、町内在住対象者の半数以上の方が2回目の接種が完了しております。関係各位の皆様には厚くお礼申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまです。

本定例会は、新型コロナ感染拡大防止対策を徹底した上での開催とさせていただきますので、マスクの着用、場内換気の実施など、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には、25件の議案等が提出されております。特に、令和2年度の各会計決算を審議する大事な議会でもあります。決算審議において、特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に当たり、去る8月23日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期及び審議予定表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

---

### ◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

### ◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めてまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第3回定例会開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれまして

は、何かとお忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が1件、条例の改正が2件、工事請負契約の締結が3件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算が7件、令和2年度財政の健全化判断比率等の報告が1件、債権の放棄についての報告が1件、令和2年度継続費精算の報告が1件の合計で23件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（新井 庫君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（新井 庫君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、4番 山本芳秀君、9番 鈴木喜一郎君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（新井 庫君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日6日から17日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6日から17日までの12日間とすることに決定いたしました。

### ◎諸般の報告

○議長（新井 庫君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第 235 条の第 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配布いたしました。後ほど御確認ください。

続きまして、地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明員の報告をいたします。

町長、副町長、教育長、代表監査委員、関係課長等が出席しています。また、書記事務のため、総務課 五十嵐副主幹及び写真撮影のため、まちづくり戦略課 曾我副主幹の入場を許可しております。

本日の傍聴人は、1 名ですので御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の行政報告

○議長（新井 庫君） 続きまして、町長から令和 2 年度の行政施策の成果に関する報告の要請がありましたので許可いたします。

町長。

〔五霞町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君） それでは、お手元に令和 2 年度五霞町行政施策の成果に関する報告書を配付させていただいております。

報告書を朗読する形で報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和 2 年度の五霞町行政施策の成果に関する報告を申し上げます。

2020 年、我が国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要は減少し始め、感染者数の増加は続き、次第に医療体制の負荷が高まったことから、4 月に緊急事態宣言が発せられました。

国民が一丸となって感染防止に向けた取り組みを進めた結果、一旦は感染症の拡大を押さえ込むことができたものの、感染拡大防止のため国内の経済社会活動は抑制を余儀なくされ、輸出も大幅に減少するなど、感染症は我が国の経済に甚大な影響をもたらし、景気は極めて厳しい状況となりました。

また、7 月の豪雨では、堤防の決壊等により河川の氾濫や土砂災害など、全国各地に甚大な被害が発生したところであり、線状降水帯がもたらす記録的な豪雨の恐ろしさを実感いたしました。台風シーズンだけでなく、1 年を通した災害に対する備えが必要不可欠となっております。

ことしに入りましても、依然として新型コロナウイルスの勢いは衰えず、かつてないほどの速度で感染拡大が進んでおり、新規感染者数が急増し、救急医療や医療提供体制が逼迫し

ているなど、まさに危機的な状況に直面しております。

このようなコロナ禍の状況であったことから、昨年は、感染拡大防止のため、住民の日常生活をはじめ、まちづくりのための多くの事業が中止・延期、行動等が制限され、世界的な大会である東京五輪2020も1年延期となり、本年夏の開催となるなど、歴史に残る年となりました。

また、第6次五霞町総合計画の初年度でもあり、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組み、まちづくりの将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けて、本町の特性を最大限に生かして、各種施策を着実に進めた結果、災害対策として、情報・防災ステーションごかの隣接地に、車ごと避難できるよう約700台収容可能な避難場所を整備、交通基盤整備として、これまで県に働きかけてきた県道幸手・境線バイパス（令和橋）が本年3月に開通、新たな拠点整備として、ごかみらい産業団地内に若者の交流の場として、ストリート・スポーツ・パークごかをオープンしたほか、地方創生臨時交付金を活用した生活支援及び経済支援においても、確かな成果を収めることができました。

それらの結果を次のとおり報告いたします。

主な実施事業。

第1章、まちのかたち、グラウンドデザイン。まちの「土台をつくる」、「機能を高める」、「環境をよくする」の分野について取り組みました。

・五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業は、全区画が完売となり、事業主体である土地区画整理組合の解散とあわせ事業が完了。

・若者などの交流の場として新たなにぎわいを創出し、道の駅ごかへの誘客につなげるため、ストリート・スポーツ・パークごかを整備。

・道路ネットワーク形成の基幹となる町道5号線の改良工事を実施し、令和4年3月供用を明確化。

・水道施設の老朽化と今後の水需要に対応するため、更新及び増設工事等を実施。

・公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、環境浄化センターの電気設備の更新工事を実施。

・五霞町空き家等対策計画に基づき、生活環境に影響を及ぼすおそれのある空き家等の所有者に対し、必要な指導を実施。

・地域公共交通システムの維持。

・令和元年東日本台風（台風19号）による避難勧告発令の検証を踏まえ、災害対策に必要な備蓄品等を拡充強化するため、地方創生臨時交付金を活用し、各避難所に開所用備品のほか、感染対策用品を整備。

さらに、情報・防災ステーションごかに隣接する町有地に、車ごと避難できるよう駐車場を整備。

・防災行政無線のデジタル化工事が完了。

・交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善。



第2章、ひとの暮らし、ライフデザイン。「ひとを育てる」「支えを見守る」の分野について取り組みました。

- ・教育課程の適切な指導と教員の指導力向上のため、教育活動指導員を6人、外国語指導員2人を配置。
  - ・情報教育の推進を図るため、地方創生臨時交付金を活用し、高速・大容量校内ネットワーク通信環境を構築し、一人1台タブレット端末を整備。
  - ・良好な学習環境を確保するため、東小学校舎の修繕、音楽室に空調設備を設置するとともに、中学校の特別教室棟、屋内運動場及び柔剣道場の中規模修繕工事を実施したほか、ウオータークーラーの修繕と視聴覚室に空調設備を設置。
  - ・少子化の進行による将来的な児童・生徒の減少等への対応や安心・安全に学べる教育環境の整備を図るため、町立学校のあり方検討会から提出された具申書を受け、総合教育会議の協議を経て、令和2年12月に五霞町立小学校統合及び小中一貫教育基本方針を策定。
  - ・子供たちの登下校時の安全と地域の防犯意識の向上を図るため、子ども見守りスクールガードによる見守り活動を実施。
  - ・保護者への支援及び保幼小の連携・接続を通して子供の育ちを支えることを目的として、次年度入学する全ての家庭を訪問し、入学に向けての情報提供や相談対応をする訪問型家庭教育支援を実施。
  - ・子供たちの自主性・自立性や地域の方との交流を通じて、郷土愛をはぐくむため、学校の授業では体験できない学びの機会として、夏・春休み期間に「きらめき！こども教室」を開催。
  - ・夏休み等を利用して子供たちに多様な体験及びスポーツ活動を行う機会として「BG塾」を開講。
  - ・少子化対策として、次代を担う新生児の出産を奨励し、子供の健全な育成を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減させるため、出産祝い金を支給。
  - ・妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うため、令和2年10月に子育て世代包括支援センター「八っ子」を開設。
- また、地方創生臨時交付金を活用し、令和3年3月31日までに母子健康手帳交付された妊婦へ応援給付金を支給。
- ・児童の健全育成の場となる放課後児童クラブや児童館を拠点とした親子の交流や育児相談の場となる子ども子育て支援を実施。
- また、保育所・認定こども園の連携による充実した保育サービスを実施。
- ・高齢者の健康づくりや介護予防、社会参加を促進するため、高齢者いきいき活動ポイント事業を実施。
  - ・高齢者が住みなれた地域で元気に暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムにより高齢者の生活を支援。
  - ・地域で生活する障害者及び障害児が自立した生活を営むことができるよう、事業所・関係

機関と連携した相談や社会参加活動の支援。

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用し、感染対策用品等を購入するとともに、ワクチン接種業務が正確かつ迅速に実施できるよう体制を整備。

- ・生活習慣病やがん疾患の早期発見、早期治療が図られるよう、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、がん検診及び特定健康検査を実施。

第3章、まちのしくみづくり、ソーシャルデザイン。まちの「わ（輪・和）」「活力」の分野について取り組みました。

- ・多様な情報発信手段、広報紙、ホームページ、SNSを活用し、行政情報やまちづくりに関する情報発信を行うとともに、シティプロモーションの一環としてフィルムコミッションを推進。

- ・地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種団体と連携した相談体制の構築や福祉サービスを提供。

- ・道の駅ごかの施設及び敷地等の拡充のため、後背地を取得。

- ・後背地を活用した道の駅ごかの再整備に向け、ニーズや課題の整備、方向性などを検討し、基本構想を策定。

- ・地域の中心となる担い手や農業後継者を育成するため、農業塾の共催や意欲ある農業者への農地集積・集約化を図り、基盤整備等の農地有効利用の支援や農地中間管理事業を推進。

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、地域経済と住民生活を支援するため、プレミアム商品券を販売。

第4章、まちのしごと、行財政運営。「行政運営」と「財政運営」の分野について取り組みました。

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種事務事業の進行管理を行うとともに、地方創生臨時交付金を活用し、花いっぱい2020（にこにこ）応援事業、学生生活2020（にこにこ）応援事業を実施。

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として、地方創生臨時交付金を活用し、役場庁舎、中央公民館、川妻浄水場の会議室等にネットワーク環境新たに構築し、インターネットを活用したオンライン会議・研修などに取り組める環境を整備。

- ・公共施設等総合管理計画アクションプラン並びに個別施設計画を改定。

続いて、会計別決算概要について報告いたします。

会計別決算の概要。

一般会計。

一般会計決算につきましては、歳入総額 60 億 441 万 2,000 円で、前年対比 29.6%の増、歳出総額 53 億 9,569 万 6,000 円で、前年対比 28.8%の増となっております。実質収支は、5 億 5,790 万 1,000 円の黒字、単年度収支は 1 億 6,621 万 8,000 円の黒字、実質単年度収支は 1 億 6,649 万 8,000 円の黒字となりました。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入総額9億8,047万7,000円で、前年対比15.2%の減。歳出総額9億4,660万6,000円で、前年対比17.9%の減となっております。

国保財政は、平成30年度に県が財政運営の責任主体となって以降、市町村とともに国保運営を担い、国保制度の安定化が引き続き図られました。

主な事業としましては、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、データヘルス計画に基づき、特定健診の未受診者対策、特定保健指導、そして、歯周病予防検診、生活習慣病重症化予防事業等の継続的な取り組みに加え、糖尿病性腎症重症化予防事業にも取り組み、多面的に保健事業を展開しました。

後期高齢者医療特別会計について。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額1億9,829万円で、前年対比8.5%の増、歳出総額1億9,788万7,000円で、前年対比8.3%の増となっております。

令和2年度は、保険制度の安定的な維持運営のため、保険料率の改定が行われるとともに、世代間負担公平等を図る観点から保険料の均等割軽減特例の見直しが行われました。

介護保険事業特別会計につきまして。

介護保険事業特別会計決算につきましては、歳入総額8億4,097万8,000円で、前年対比9.7%の増。歳出総額7億7,052万6,000円で、前年対比6.7%の増となっております。

主な事業としましては、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に、地域支援事業を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めました。

さらに、介護予防事業や介護給付が効率的かつ公平・中立に行われるよう、ケアプランの点検や地域ケア個別会議など適正化事業に重点をおき、事業を推進しました。

公共下水道事業特別会計について。

公共下水道事業特別会計決算につきましては、歳入総額6億2,182万8,000円で、前年対比40.7%の増、歳出総額6億1,157万円で、前年対比47%の増となっております。

主な事業としましては、環境浄化センターの耐震補強工事、広域化・共同化を推進するための計画策定業務、地方公営企業法適用化移行支援、管路施設ストックマネジメント実施設計業務等を実施しました。

農業集落排水事業特別会計について。

農業集落排水事業特別会計決算につきましては、歳入総額1億8,848万4,000円で、前年対比9.3%の減、歳出総額1億8,748万3,000円で、前年対比8.9%の減となっております。

主な事業としましては、農業集落排水施設最適整備構想の策定、地方公営企業法適用化移行支援業務等を実施いたしました。

水道事業会計について。

水道事業につきましては、年間有収水量は、168万305立方メートルを供給し、前年対比12万3,357立方メートル、7.9%の増となり、用途別では、工場用水使用量等が増加したものでございます。

収益的収入は4億9,145万2,000円、収益的支出は4億4,679万2,000円となっております、

資本的収入は4億6,257万5,000円、資本的支出では、施設の更新及び増設工事により6億4,908万7,000円となっております。

令和2年度の各会計決算の審査にあたり、主な行政施策の成果について報告をさせていただきました。

各事業、取り組みの詳細及び決算の内容につきましては、別添の令和2年度五霞町各会計別決算の主なる施策の成果に関する説明書に基づき、委員会審議の中で詳細に御説明を申し上げたいと存じます。

議員各位の御理解をいただき、原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます、令和2年度の五霞町行政施策の成果に関する報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）町長からの行政報告は以上となります。

---

#### ◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）これより議事に入ります。

初めに、承認第10号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第10号 令和3年度五霞町一般会計補正予算（第3号）につきましては、令和3年度強い農業・担い手づくり総合支援事業への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めますのでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,500万円を追加し、総額をそれぞれ46億3,911万6,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので御承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

令和3年度五霞町一般会計補正予算（第3号）となります。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,911万6,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、当補正予算につきましては、歳入歳出ともに令和3年度強い農業・担い手づくり総合支援事業にかかわるものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページは歳入でございますけれども、14款国庫支出金、2項、6目農林水産業費補助金1,500万円の追加。こちらにつきましては、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が農業経営の発展、改善を目的に取得した農業機械の取得経費への助成といたしまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金を計上したものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出となります。

6款農林水産業費、1項、3目農業振興費につきましては、歳入で計上いたしました強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、採択を受けた事業者に対しまして交付金を支出するため、1,500万円を計上したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分としましたので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第10号を採決いたします。

承認第10号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第39号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 39 号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの発行については、地方公共団体情報システム機構が行うことが法律で明確化されたことに伴い、町の手数料徴収条例から不要となるマイナンバーカードの再発行に係る手数料の規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 40 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 40 号について、御提案申し上げます。

五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに都市建設課内に設置する土木作業員の給与について、別表に追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 41 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 41 号について御提案申し上げます。

R 2 国補社資第 6 号 町道 5 号線道路改良工事（第 4 工区）にかかる建設工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、都市建設課長の補足説明を願います。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）議案第 41 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 16 ページをお願いいたします。

R 2 国補社資第 6 号 町道 5 号線道路改良工事（第 4 工区）につきましては、ごかみらい産業団地と新 4 号国道や首都圏中央連絡自動車をつなぐための主要幹線道路である町道 5 号線の道路改良工事でございます。

工事概要といたしましては、道路改良、舗装工事となります。施工延長は 280 メートル、延長は 12 メートルでございます。工期は、議決の翌日から 172 日間を予定しております。

契約の目的につきましては、本工事にかかる建設工事請負契約の締結でございます。

契約の方法は指名競争入札によるものです。

契約の金額は、消費税を含めまして1億1,440万円でございます。

契約の相手方につきましては、茨城県猿島郡五霞町大字冬木730番地1、株式会社 五霞建設 代表取締役 菊地和幸でございます。

なお、場所の詳細につきましては、18ページに図面を添付してございますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）都市建設課長、先ほどね、私の聞き間違いかもしれませんが、幅のことを延長って言っていないかな。

訂正を願います。

○都市建設課長（大橋 勝君）失礼しました。

延長280メートル、それと、次は幅員でございます。幅員が12メートルでよろしく願います。

失礼いたしました。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決



○議長（新井 庫君）続いて、議案第 42 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 42 号について御提案申し上げます。

R 2 国補社資第 7 号 町道 5 号線道路改良工事（第 5 工区）にかかる建設工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、都市建設課長の補足説明を願います。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）議案第 42 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 17 ページをお願いいたします。

R 2 国補社資第 7 号 町道 5 号線道路改良工事（第 5 工区）につきましては、先ほど同様、ごかみらい産業団地と新 4 号国道や首都高首都圏連絡中央自動車道をつなぐための主要幹線道路である町道 5 号線の改良工事となっております。

工事概要につきましては、道路改良舗装工事となります。施工延長は 170 メートル、幅員は 12 メートルでございます。工期は、議決の翌日から 172 日間を予定してございます。

契約の目的は、本工事に係る建設工事請負契約の締結でございます。

契約の方法は、指名競争入札によるものです。

契約の金額は、消費税を含めまして 8,514 万円でございます。

契約の相手方につきましては、茨城県古河市女沼 284 番地 8、小沢道路株式会社 代表取締役 小澤 勲でございます。

なお、場所の詳細につきましては、18 ページに図面を添付してございますので、御確認願います。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 42 号を採決いたします。

議案第 42 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 43 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 43 号について御提案申し上げます。

令和 3 年度五霞町環境浄化センター自家発電設備更新工事にかかる建設工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（松村聖市君）議案第 43 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお願いいたします。

令和 3 年度五霞町環境浄化センター自家発電設備更新工事については、五霞町ストックマネジメント計画に基づく更新工事でございます。工期につきましては、議決の翌日から令和 4 年 3 月 23 日までの 198 日間を予定しております。

契約の目的は、令和 3 年度五霞町環境浄化センター自家発電設備更新工事の請負契約の締結でございます。

契約の方法としましては、指名競争入札によるものでございます。

契約金額は、消費税を含めまして 7,502 万円でございます。

契約の相手方は、栃木県小山市城北 2 丁目 3 番地 10、明協電機株式会社 北関東営業所 所長 中野 浩でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 43 号を採決いたします。

議案第 43 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 44 号～議案第 50 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 44 号から議案第 50 号までは、各会計の補正予算に関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号から議案第 50 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）それでは、議案第 44 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 45 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 46 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 47 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 48 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 49 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 50 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 44 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 7,930 万円を追加して、総額をそれぞれ 48 億 1,841 万

6,000円とするものでございます。

次に、議案第45号 令和3年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,406万4,000円を追加し、総額をそれぞれ11億606万4,000円とするものでございます。

次に、議案第46号 令和3年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ58万8,000円を減額し、総額をそれぞれ2億641万2,000円とするものでございます。

次に、議案第47号 令和3年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,777万2,000円を追加し、総額をそれぞれ8億6,563万6,000円とするものでございます。

次に、議案第48号 令和3年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6万円を追加し、総額をそれぞれ5億3,812万2,000円とするものでございます。

次に、議案第49号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4万円を追加し、総額をそれぞれ1億9,779万6,000円とするものでございます。

次に、議案第50号 令和3年度五霞町水道事業会計補正予算(第2号)ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに2,218万8,000円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、収入支出ともに7万円を追加するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長(新井 庫君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新井 庫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第50号までは、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新井 庫君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第50号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。  
再開を 11 時 5 分といたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（新井 庫君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第 51 号～議案第 57 号の一括上程、説明

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 51 号から議案第 57 号までは、令和 2 年度各会計歳入歳出決算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号から議案第 57 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

○町長（染谷森雄君）議案第 51 号 令和 2 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 52 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 53 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 54 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 55 号 令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 56 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第 57 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、一括して御提案を申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほどの行政施策の成果に関する報告の中で申し上げたとおりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

各会計の決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すべきものとされており、監査委員の審査につきましては、去る 8 月 18 日、19 日の 2 日間、審査を実施し、意見書をいただいているところでございます。

これら各会計の決算書並びに主なる施策の成果に関しては、本定例会において決算特別委員会が設置される予定でありますので、決算特別委員会において詳細に御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）次に、本来ならば、各担当課長から各会計歳入歳出決算の補足説明を願うところでありますが、決算特別委員会へ付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認め、補足説明は省略省略いたします。

以上で、各会計決算について説明が終わりました。

---

### ◎監査委員の決算審査等の報告

○議長（新井 庫君）ここで、監査委員の決算審査意見書並びに財政健全化及び経営健全化審査意見書が配付されております。

それでは、岩崎代表監査委員から報告願います。

岩崎代表監査委員。

〔五霞町代表監査委員 岩崎明良君 登壇〕

○代表監査委員（岩崎明良君）おはようございます。

監査委員の岩崎でございます。

染谷町長様をはじめ、職員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症拡大防止等につきまして、日ごろ、御尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

これより、令和2年度五霞町一般会計特別会計決算、財産に関する調書、基金の運用状況について御報告申し上げます。

去る令和3年8月18日、19日の2日間、役場委員会室におきまして審査を実施いたしました。

審査の対象は、令和2年度五霞町一般会計歳入歳出決算及び令和2年度五霞町国民健康保険特別会計ほか四つの特別会計の歳入歳出決算並びに令和2年度財産に関する調書及び基金の運用状況についてでございます。

審査の方法につきましては、各会計の決算及び附属書類が書式に従って作成されているかを確認するとともに、計数につきましては、関係帳簿、証拠書類等に基づき、関係課長等からの説明を聴取し、実施いたしました。

審査の結果でございますが、一般会計及び特別会計を通じて、決算額は計数に誤りがなく、証拠書類も整理されており、正確であると認められました。

なお、今後の方向性、検討課題ということで、意見書2ページ中段審査の意見として記載しております。

1点目は、町財政状況の見通しについてとしまして、町として今後、財政状況を見据えた中で本当に必要な事業と不要な事業の仕分けや優先順位を行い、削減できるものは積極的に削減をしていただきたい。

2点目は、町の情報発信の根拠としまして、町民や町外の方に対し、広報紙やホームページ、SNSを通じた情報発信は非常に重要なことである。質の高い行政サービスを心がけ、五霞町の魅力をPRするとともに、正確かつ迅速な情報発信に努めていただきたい。

3点目は、公共交通のあり方としまして、平成28年10月から五霞町コミュニティ交通が本格運行されており、今後、高齢化に伴う運転免許証の返納がふえていく中で、コミュニティ交通はある程度必要だと考えられる。ただし、費用対効果や財政状況を踏まえ、特に利用者に関する実態の把握に努めるとともに、公共交通のあり方について、再度協議や検討をお願いしたい。

4点目は、特定健康診査の受診率向上としまして、健康診査を受診することで、早期の発見・治療による医療費の抑制を図ることができるが、未受診者が多くいるのが現状である。広報等を活用して、未受診者の健康に対する意識を変えることができるよう、啓発の取り組みに努めていただきたい。

5点目は、学校における学習環境の充実としまして、情報教育の推進を図るため、児童・生徒一人1台のタブレット端末が整備されましたが、どのように活用するかが今後の課題と考えられる。タブレットの活用については、先生方の研修の充実を図りながら、機器が持つ機能を十分に発揮させるよう児童・生徒の学力向上に向けた取り組みの推進に努めていただきたい。

また、財産に関する調書についても整理されており、正当であると認められました。

最後に、基金の運用についても適切に管理運営されていると認められました。

続きまして、水道事業について申し上げます。

令和3年8月18日、役場委員会室におきまして、令和2年度決算書、財務諸表並びに決算附属書類を審査いたしました。

審査方法につきましては、提出された決算書、決算書関係書類が関係法令に従って作成されているか、計数等につきましては、関係帳簿等に基づいて課長等からの説明を聴取し、行いました。

審査の結果でございますが、決算書、財務諸表及び附属書類は定められた様式に基づいて作成されており、計数につきましても、帳簿、証書類と照合した結果、正当と認められました。

審査に当たっての意見につきましては、2ページの最後に審査の意見として、事業の広域化・共同化の推進などを挙げさせていただきましたので、御確認をいただければと存じます。

最後に、令和2年度五霞町財政健全化及び経営健全化について報告いたします。

令和3年8月19日、役場委員会室におきまして関係書類を審査し、いずれも慣例法令に従い、適正に作成されていることを確認いたしました。

算定の結果、健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、良好な状況にあると認められ、資金不足率についても、経営健全化基準と比較すると、良好な状態にあると認められました。

ただし、現時点では数字上は健全段階ではありますが、五霞町のように財政規模の小さい町では、算定の基礎となる数字が多少変化しただけで、健全化判断比率等の数字が急激に変化することが起こり得るので、今後も極めて厳しい財政状況が続く中、より一層の財政健全

化に努められるよう要望させていただきます。

なお、審査の結果につきましては、別紙意見書のとおりであります。

議員の皆様方には、慎重審査の上、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます、私からの報告といたします。

令和3年9月6日、五霞町代表監査委員 岩崎 明良。

○議長（新井 庫君）以上で報告が終わりました。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて、報告第5号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第5号 令和2年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明申し上げます。

この財政の健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化と財政の再生の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、特別会計や企業会計もあわせた地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするもので、令和2年度決算にかかわる財政の健全化判断比率を報告するものでございます。

特に実質公債比率でございますが、前年度対比1.1ポイント増の9.5%という結果となりました。

また、将来負担比率でございますが、前年度対比3.9ポイント減の49.7%となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の112ページをお願いいたします。

1の概要でございますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和2年度決算にかかる健全化判断比率並びに基金不足比率を議会に報告し、公表するものでございます。

2の算定の結果であります。

5項目の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに全ての会計で赤字が生じていないため、該当しませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、本年度は9.5%と、前年度と比較しますと、1.1ポイント増加しました。

主な要因といたしましては、公営企業の地方債の償還額の財源に充てたと、繰入金が増加したことによるものでございます。



次に、将来負担比率であります。町が将来にわたって負担する全ての負債の割合。本年度は 49.7%と、前年度と比較しますと、3.9 ポイント減少しました。主な要因としましては、公営企業債と繰入額が減少したことによるところでございます。

次に、資金不足比率でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業の公営企業会計は全て資金不足、赤字は生じていないため、該当いたしませんでした。

以上のとおり報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

#### ◎報告第 6 号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて、報告第 6 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 6 号 債権の放棄について御説明申し上げます。

債権の放棄につきましては、町が管理する債権について、五霞町債権管理条例第 16 条第 1 項の規定に基づき放棄した債権を同条第 2 項の規定に基づき、決算の認定を行う議会にて報告するものでございます。

町が管理する債権のうち、令和 2 年度に放棄した債権は、水道事業会計 11 名分、16 万 6,698 円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の 114 ページをお願いいたします。

町が保有する債権につきましては、各担当職員が連携し、日々、回収努力を重ねておりますが、その中でも、死亡や転出等によりまして債務履行の見込みがないと認められる債権につきまして、条例規定に基づきまして債権を放棄してございます。

内容等につきましては、記載事項のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

### ◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（新井 庫君）続いて、報告第7号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第7号 令和2年度五霞町継続費精算報告書について御説明申し上げます。

この報告書は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、環境浄化センター耐震補強工事に係る継続費の事業年度が令和2年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）議案書の116ページをお願いいたします。

環境浄化センター耐震補強工事にかかわる継続費の事業年度が、町長からもありましたけども、令和2年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

環境浄化センターにつきましては、供用開始から36年ほど経過しておりまして、経年劣化が進んでいたほか、下水道施設における耐震基準を満たしていない状態であったことから、水処理施設、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池並びに管理汚泥棟の耐震補強工事を行ったものでございます。

事業年度は、平成30年度から令和2年度の3カ年で、全体計画の総額が1億3,765万2,000円、実績による支出済額は1億3,665万2,000円。年割額と支出済額の差は100万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（新井 庫君）続いて、発議第2号を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野議員。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）皆さん、改めましておはようございます。

8番議員の宇野でございます。

決算特別委員会より報告を申し上げます。

発議第2号 五霞町議会決算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

令和2年度は、第6次総合計画スタートの年となり、更なる住民サービスの維持・向上に努めるとともに、厳しい財政状況下における事業の選択と重点化を図りながら、さまざまな事業を実施していただいたことと存じます。

また、昨年度は、コロナ禍の影響により各種感染症対策事業や新たな生活様式の構築などで令和元年度とは大きく異なった行政運営が行われたのではなかったかと思えます。

それから、迅速な行政対応に関し、あわせて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、そのような中、令和2年度決算の概要を見ますと、一般会計の歳入歳出決算は、前年度と比較すると、歳入では、町税、地方特例交付金、分担金及び負担金等が減額となりましたが、地方交付税、国庫支出金、繰入金等が増額したことから、約13億7,000万円の増額。歳出では、衛生費や土木費等が減額となりましたが、民生費、農林水産事業費、教育費等が増額したことから、全体で約12億円の増額となっております。

令和3年度においては、町民の方々へのワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策、公共施設の大規模修繕等の検討、小学校統合と小中一貫教育学校の施設整備への対応、さらには上下水道事業の広域化の推進など、引き続き多くの財源を必要とする課題が山積しており、本町の財政状況は依然として予断を許さない極めて厳しいものであります。

こうした本町を取り巻く厳しい状況を改めて踏まえたとき、行財政全般にわたって監視機能を委ねられている我々議会の責任は極めて重大であり、これら議案の審議に当たっては慎重にすべきものと考え、決算特別委員会の設置を提案するものであります。

決算特別委員会の内容等については、別紙1から3までのとおりでありますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号～議案第57号の委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第51号から議案第57号までの令和2年度各会計歳入歳出決算については、8人の委員で構成する決算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第57号までの令和2年度各会計決算は、付託一覧表のとおり決算特別委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、請願第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号は、会議規則第87条の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時31分

